

凡 例

- 1 この統計書は、主として犯罪統計規則（昭和 40 年国家公安委員会規則第 4 号）に基づき、令和 4 年中に県下の各警察署から報告を受けた資料により作成したものである。
- 2 本書の件数、人員の計上方法は、次のとおりである。
 - (1) 件数
原則として被疑者の行為数によって計上している。ただし、1 人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括 1 件とする等の計上方法をとっている。
 - (2) 人員
同一人が数罪を犯し、又は数人が数罪を犯した場合は、法定刑の最も重い罪（法定刑が同じときは主たる罪）につき 1 人又は数人として計上している。
- 3 予備罪等の一定の犯罪については、次のような計上方法をとっている。
 - (1) 未遂罪及び予備罪は、殺人予備罪を除き、それぞれの既遂の罪に含めている。
 - (2) 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第 2 条、第 3 条及び第 4 条に規定する罪は、その行為態様に応じ強盗又は窃盗の罪に含めている。
 - (3) 暴力行為等処罰ニ関スル法律第 1 条、第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 に規定する罪は、その行為態様に応じ暴行、傷害、脅迫又は器物損壊の罪に含めている。
 - (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に規定する罪は、その行為態様に応じ殺人、脅迫、恐喝、詐欺、賭博、公務執行妨害、犯人蔵匿証拠隠滅、逮捕監禁、略取誘拐、信用棄損・威力業務妨害、建造物等損壊に含めている。
- 4 本書における用語の意義は、次のとおりである。
 - (1) 用語
 - ア 刑法犯
刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する罪（道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。）並びに爆発物取締罰則（明治 17 年太政官布告第 32 号）、決闘罪ニ関スル件（明治 22 年法律第 34 号）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和 5 年法律第 9 号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和 45 年法律第 68 号）、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和 47 年法律第 17 号）、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和 49 年法律第 87 号）、人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和 53 年法律第 48 号）、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 103 号）、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成 7 年法律第 78 号）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）に規定する罪をいう。
 - イ 特別法犯
刑法犯及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）を除く全ての犯罪（条例に規定するものを含む。）をいう。
 - ウ 包括罪種
刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。なお、包括罪種の名称及び内訳罪名の一覧は、別表のとおりである。
 - エ 重要犯罪・重要窃盗犯
治安情勢を観察する場合に、統計上、その指標となる犯罪として掲げるもので、その内訳罪名（手口）は、次のとおりである。

- (ア) 重要犯罪 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。
- (イ) 重要窃盗犯 侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりの各手口をいう。
- オ 認知件数
警察において発生を認知した事件の数をいう。
- カ 検挙件数
警察で事件を送致・送付又は微罪処分した件数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。
- キ 検挙人員
警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。
- ク 補導人員
警察において触法少年として補導した少年の数をいう。
- ケ 解決事件（件数）
刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件（件数）をいう。
- コ 成人事件・少年事件・成人少年共犯事件
成人事件とは20歳以上の者が犯した事件を、少年事件とは14歳以上20歳未満の者が犯した事件をいい、両者の共犯事件を成人少年共犯事件という。
- サ 犯罪少年
特に断りのない限り、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- シ 触法少年
14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ス 既届（事件）
犯罪の発生について、警察が認知する以前に、被害者又はその代理人等から自発的に警察に届出のあったこと（事件）をいう。
- セ 特別な名称について
- (ア) 嬰兒殺 1年未満の乳児を殺害（未遂を含む。）したものをいう。
- (イ) 侵入盗 住宅又は住宅以外の建物に侵入し、金品を窃取するものをいう。
- (ウ) 乗り物盗 自動車、オートバイ又は自転車を窃取するものをいう。
- (エ) 非侵入盗 侵入盗及び乗り物盗以外の窃盗をいう。
- ソ 検挙率
認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したものをいい、その算式は次による。
- $$\frac{\text{検挙件数（解決事件を含む。）}}{\text{認知件数}} \times 100$$
- (2) この統計書に使用されている年次は、全て暦年である。
- 5 この統計書における検挙件数については、特に断りのない限り検挙地計上方式による。
- 6 刑法犯は、昭和40年以前は業務上等過失致死傷罪を、昭和41年以降は道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪を除いている。
- 7 この統計書について質疑のある場合は、香川県警察本部刑事部情報分析捜査課（TEL 087(833)0110 内線4337）宛てにご連絡ください。